

認知症の人の高齢者の運転免許証の取り扱いについて

道路交通法では、認知症の人等に対して、下記のとおり

運転免許証の停止・取消しの制度を設けています。

- 1 任意の取消し（本人に申請による取消）
本人の申請に基づき、公安委員会が取り消す。
(道路交通法第104条の4)
- 2 強制の停止・取消（行政処分による停止・取消）
警察が認知症の人に関する情報を把握した場合は、本人（家族でも可）に医師の診断書の提出を促し、又は公安委員会が指定した医師による臨時適正検査を行い、その結果に基づき公安委員会が免許の停止・取消等を行う。
(道路交通法第103条)
- 3 手続の窓口、問合せ先
札幌運転免許試験場（手稲区曙5条4丁目1-1）電話683-5770

【参考】

道路交通法の一部改正（平成19年法律第90号）になり、75歳以上の高齢運転者の免許証更新時における認知機能検査が導入され、公布（平成19年6月20日）から2年以内に施行されることが決定しました

厚労省から～高齢者等の要介護者等における

重大製品事故発生に関する注意喚起のお願い

本年5月14日より改正消費生活用製品安全法が施行され、消費生活用製品に関係する死亡、重傷事故等に関しては、製造事業者・輸入事業者から国に対する報告書の提出が義務付けられました。

事故報告によると、高齢者、要介護者等が車いす、歩行補助車、介護ベッド手すり等の福祉用具を使用している際にける重大な製品事故の発生しています。

- ◆折りたたみロックが外れており、何かにぶつかった衝撃で製品が折りたたまれてしまい、しりもちをつき、大腿骨を骨折した。
- ◆歩行車で自宅近くの道路で散歩中、バランスを崩したため、歩行車につかまってバランスを保持しようとしたが、転倒した。
- ◆電動車椅子（ハンドル型）で、下り坂を走行中花壇縁石に乗り上げて転倒し、外傷性ショックで死亡した。踏切内で電車に引かれて死亡した。
- ◆車いすに移乗する際に転倒し、車いすに戻ろうとする際、ふくらはぎが車いすのステップクランプ部分に引っ掛かり裂傷を負ったと推測され、出血多量のため死亡した。
- ◆要介護5で首が安定していない状態の利用者を、ベッドから車いす（入浴用）に移乗させる際に、足をフットレストに乗せようと高く持ち上げた時に後方に車いすごと転倒し、脳血腫により死亡した。